

**令和 7 年 4 月採用
社会福祉法人石巻市社会福祉協議会 職員（大学卒）採用試験要領**

○受付期間 令和 6 年 6 月 1 0 日（月）から令和 6 年 7 月 5 日（金）まで
（当日消印有効）

○第 1 次試験 令和 6 年 7 月 2 8 日（日）

1 採用区分・採用予定人数・職務内容

採用区分	採用予定人数	職 務 内 容
正規職員（大学卒） ※短期大学を除く	3 名	社会福祉関係業務

2 受験資格

（1）年齢・資格

- 平成 7 年 4 月 2 日から平成 1 5 年 4 月 1 日までに生まれた者
※平成 1 4 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和 7 年 3 月までに卒業する見込みのある者も可
【飛び入学による大学卒業（見込み）者の特例】

- 社会福祉士資格（令和 7 年 3 月末までに受験資格を有する者を含む）又は社会福祉主事任用資格（令和 7 年 3 月末までに任用資格を取得する者を含む）を有する者

- 普通自動車運転免許を有する者、又は令和 7 年 3 月末までに資格を取得する者（オートマ限定可）

（2）次のいずれかに該当する者は、（1）の要件を満たしていても受験できません。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日時・試験種目・試験会場

	試験日時		試験種目	試験会場
第一次試験	令和 6 年 7 月 2 8 日（日）	10：00 ～ 12：00	教養試験 （択一式）	石巻市社会福祉協議会 生活支援センター 〒986-0032 石巻市開成 1 番 2 6 TEL 0225-92-6733
		13：00 ～ 14：00	小 論 文	
第二次試験	令和 6 年 8 月 1 8 日（日） 第 1 次試験合格者に別途通知		面接試験	石巻市社会福祉協議会 生活支援センター 〒986-0032 石巻市開成 1 番 2 6 TEL 0225-92-6733

4 試験内容

	種 目	内 容
第一次試験	教 養 試 験 (択一式)	大学卒程度の一般的知識及び知能についての筆記試験 (40 題 2 時間)
	小 論 文	社会福祉関係についての記述試験 (800 字 1 時間)
第二次試験	面 接 試 験	職員としての適格性についての面接

※最終合格者は、所定の健康診断書を提出していただきます。

5 受験手続

申込書の 請求先	○総務課で配付します。 ※平日の午前9時～午後5時15分 ○本会ウェブサイトよりダウンロードも可能です。 http://www.ishinomaki-shakyo.or.jp/ ○郵送を希望する場合は、封筒の表に「職員(大学卒)採用試験申込書 請求」と朱書し、宛先を明記した返信用封筒 (A4サイズが入る大きさの封筒に140円切手を貼付) を必ず同封し、請求してください。 
受験の 申込方法	○総務課まで簡易書留で郵送するか、又は直接持参してください。 7月5日(金)当日消印有効 ○申込書及び履歴書に必要事項を正確に記入し、資格要件を証明する書類を添付してください。 ○提出書類 ①履歴書(JIS規格・写真貼付:縦4cm、横3cm、正面、脱帽、上半身、無背景で6ヶ月以内に撮影したもの) ②最終学歴の卒業証明書または卒業見込証明書 ③最終学歴の成績証明書 ④資格要件を証明する書類 社会福祉士登録証の写しまたは受験資格取得見込証明書、社会福祉主事任用資格取得証明書の写しまたは任用資格取得見込証明書 ⑤普通自動車運転免許証の写し(所持者のみ) ⑥受験票送付用封筒(長形3号) 送付先の郵便番号、住所、氏名を記入し、切手440円分を貼付 ○提出された履歴書等は返却しませんので、ご了承ください。
受験票の 交 付	○受験票は受付締切後に発送しますが、7月22日(月)までに届かない場合は、総務課までお問い合わせください。
請求・申込 問合せ先	○〒986-0825 石巻市穀町15番2号 社会福祉法人石巻市社会福祉協議会 総務課 職員採用試験担当 TEL 0225-96-5290 (平日) 午前8時30分～午後5時15分

6 合格発表・採用時期

合格 発表	第1次	令和6年8月上旬に受験者全員に通知します。
	第2次	令和6年8月下旬に第2次試験受験者全員に通知します。
採用時期		原則として、令和7年4月1日から採用します。

7 給与

- (1) 初任給は次のとおりですが、本会の給与規程の改正等により4月に遡及改正されることがあります。

初任給	196,200円～
-----	-----------

- (2) 上記のほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住宅手当、扶養手当等がそれぞれの要件により支給されます。